

村田町耐震改修促進計画

[平成20年度～平成27年度]

[平成28年度～令和2年度]

[令和3年度～令和7年度](改定)

平成20年3月

平成28年3月(改定)

令和3年3月(改定)

村田町

村田町耐震改修促進計画

村田町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第6条第1項に基づき、町内の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定する。

1 計画策定の背景

(1) 村田町及び宮城県における地震被害

①村田町における過去の地震被害

本町において記録の残っている大規模な地震被害としては、1978年宮城県沖地震と2011年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)があり、表1-1に示す。

表 1-1 村田町における過去の地震被害

災害年月日	災害名等	被害の概要	
1978年6月12日	宮城県沖地震 震源地 金華山沖 東方 60km 深さ 40km M 7.4 (震度5)	死者	1名
		負傷者	2名
		家屋の半壊	38戸
		一部破損	245世帯
		道路損壊	15ヶ所
		橋梁破損	4ヶ所
		水道本管破裂	9ヶ所
		通信施設	25ヶ所
		畑埋没	0.1ha
		被害総額	664,899千円
2011年3月11日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 震源地 三陸沖 深さ 24km M 9.0 (震度5強)	死者	0名
		避難者	延 1,404名
		家屋の全壊	9戸
		家屋の半壊	115戸
		一部破損	643棟
		非住宅被害	13棟
		道路損壊	111ヶ所
		橋梁破損	1ヶ所
		農道損壊	32ヶ所
		水道本管漏水	34ヶ所
		水道本管破裂	6ヶ所
		マンホール	90ヶ所

出典/村田町地域防災計画

②宮城県における過去の地震被害

宮城県では、現在に至るまで度重なる地震被害を受けている(表1-2, 図1-1, 図1-2)。地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震に分けられるが、宮城県においては、県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震(このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という。)による被害が顕著である。

表 1-2 宮城県周辺の過去の地震被害（宮城県沖地震は_____，その他の海溝型地震は___）

年	震源 北緯 東経	マグニ チュード	被害地域又は震源域 / 被害の概要
869		8.3	三陸沿岸／城郭，門櫓，垣壁崩れ，倒壊するもの無数，津波が多賀城下を襲い，溺死者約1,000人。
1611	39.0 144.4	8.1	三陸沿岸，北海道東岸／三陸地方で強震。震害軽く，津波の被害大。伊達領内で死者1,783人，南部，津軽で人馬死3,000余人。三陸沿岸で家屋流失多く，溺死者1,000人をこえた。岩沼付近でも家屋皆流失，北海道東部でも溺死者多かった。
1646	38.1 140.7	6.5~ 6.7	陸前，岩代，下野／仙台城の石壁数十丈崩れ，櫓3つ倒れる。白石城破損，日光東照宮の石垣破損。江戸でも強かった。
1793	38.3 144.5	8.0~ 8.4	陸前，陸中，磐城／仙台藩で1,060余戸壊れ，死者12人。津波があり，大槌，両石で71戸損壊流出，死者9人，気仙沼で300戸余流出。
1835	38.5 142.5	7.0	仙台／仙台城の石垣がくずれ，家土蔵に破損あり。江戸で有感。
1861	38.6 141.2	6.4	陸前，陸中，磐城／陸前の遠田，志田，登米，桃生の各郡で特に被害が多く，家屋損壊，死傷者あり。
1896	39.5 144.0	8.5	三陸沖／「明治三陸地震津波」，震害はなし。津波により県内の死者3,452人，流出戸数4,000戸余。
1897	38.1 141.9	7.4	仙台沖／岩手，山形，宮城，福島で小規模の被害。一の関で家屋破損が72戸。
1900	38.7 141.1	7.0	宮城県北部／遠田郡で最も激しく，県全体で死傷者17人，家屋全壊44戸，半壊48戸，破損1,474戸。
1933	39.2 144.5	8.1	三陸沖／「三陸地震津波」，震害は少なかった。津波が太平洋沿岸を襲い，三陸沿岸で被害は甚大。津波により県内の死者307人，流出戸数950戸。
1936	38.2 142.1	7.5	金華山沖／福島，宮城両県で非住家全壊3戸，その他小被害もあった。
1960 5.23	38.2 72.6 S W	8.5	チリ沖／「チリ地震津波」，津波が日本各地に来襲。津波により県内の死者54人，流出戸数306戸。
1962 4.30	38.7 141.1	6.5	宮城県北部／「宮城県北部地震」，築館，石越，小牛田付近径40kmの範囲に被害が集中した。死者3人，住家全壊340戸，半壊1,114戸。橋梁，道路，鉄道の被害が多かった。
1978 6.12	38.2 142.2	7.4	宮城県沖／「1978年宮城県沖地震」，県内の死者27人，負傷者10,962人，住宅の被害で全壊1,377戸，半壊6,123戸，特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。

<u>2003</u> 5.26	38.8 141.7	7.1	宮城県沖／深さ約70kmのスラブ内地震，震央の位置から 三陸南地震 とも呼ばれる。負傷者174人，住家全壊2，半壊21，深いため次の地震に比べ被害は小規模。
2003 7.26	38.4 141.2	6.4	宮城県北部／陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震M5.6と余震M5.5も起こって 連続地震 と呼ばれた。M6級だが浅く，震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者667人，住家全壊1,276，半壊3,809。3ヶ所で計測震度6強を記録した。
<u>2005</u> 8.16	38.2 142.3	7.2	宮城県沖／日本海溝やや陸寄りの逆断層型プレート境界地震。1978年の宮城県沖地震震源域の南半分で発生。負傷者100人，全壊1，半壊0，最大震度6弱（川崎町）。東北地方太平洋沖で最大13cmの津波（石巻市）
2008 6.14	39.0 140.9	7.2	岩手県内陸南部／「 岩手・宮城内陸地震 」，岩手・宮城県境付近の山間地での逆断層型地殻内地震（深さ8km）。死者17人，行方不明者6人，負傷者426人，住家全壊30，住家半壊146（2010.6現在），最大震度6強，4000ガル以上の加速度などを観測。建物被害よりも地すべりなどの斜面災害が目立った。
<u>2011</u> 3.11	38.1 142.9	9.0	三陸沖／「 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 」，日本海溝沿いの沈み込み帯の大部分，三陸沖中部から茨城県沖までのプレート境界を震源域とする逆断層型超巨大地震（深さ24km），3月9日にM7.3の前震，震源域内や付近の余震・誘発地震はM7.0以上が6回，M6.0以上が97回，死者18,958人，行方不明者2,655人，負傷者6,219人，住家全壊127,291，住家半壊272,810（余震・誘発地震を一部含む。2014年3月現在），死者の90%以上が水死で，原発事故を含む被害の多くは巨大地震によるもの。最大震度7（栗原市），震度6強を県内13市町村で観測。
<u>2011</u> 4.7	38.2 141.9	7.2	宮城県沖／東北地方太平洋沖地震の震源域内の地震だが，太平洋プレート の逆断層型スラブ内地震（深さ66km），死者4人，負傷者296人，住家全壊36以上，住家半壊27以上（消防庁，宮城県による：2014年3月現在）最大震度6強（仙台市・栗原市），震度6弱を県内15市町村で観測。
<u>2011</u> 4.11	36.9 140.7	7.0	福島県浜通り／東北地方太平洋沖地震の周辺誘発地震で正断層型地殻内地震（深さ6km），井戸沢断層の近傍で地表地震断層が現れた。死者4人，負傷者10人（2013年3月現在），最大震度は6弱（福島県，茨城県の4市町村）
<u>2012</u> 12.7	38.0 143.9	7.3	三陸沖／東北地方太平洋沖地震の周辺，日本海溝付近の正断層型地震（深さ49km），死者1人，負傷者15人，最大震度5弱（宮城県内他99市町村）

出典／理科年表 2020(令和2年)，新編日本被害地震総覧

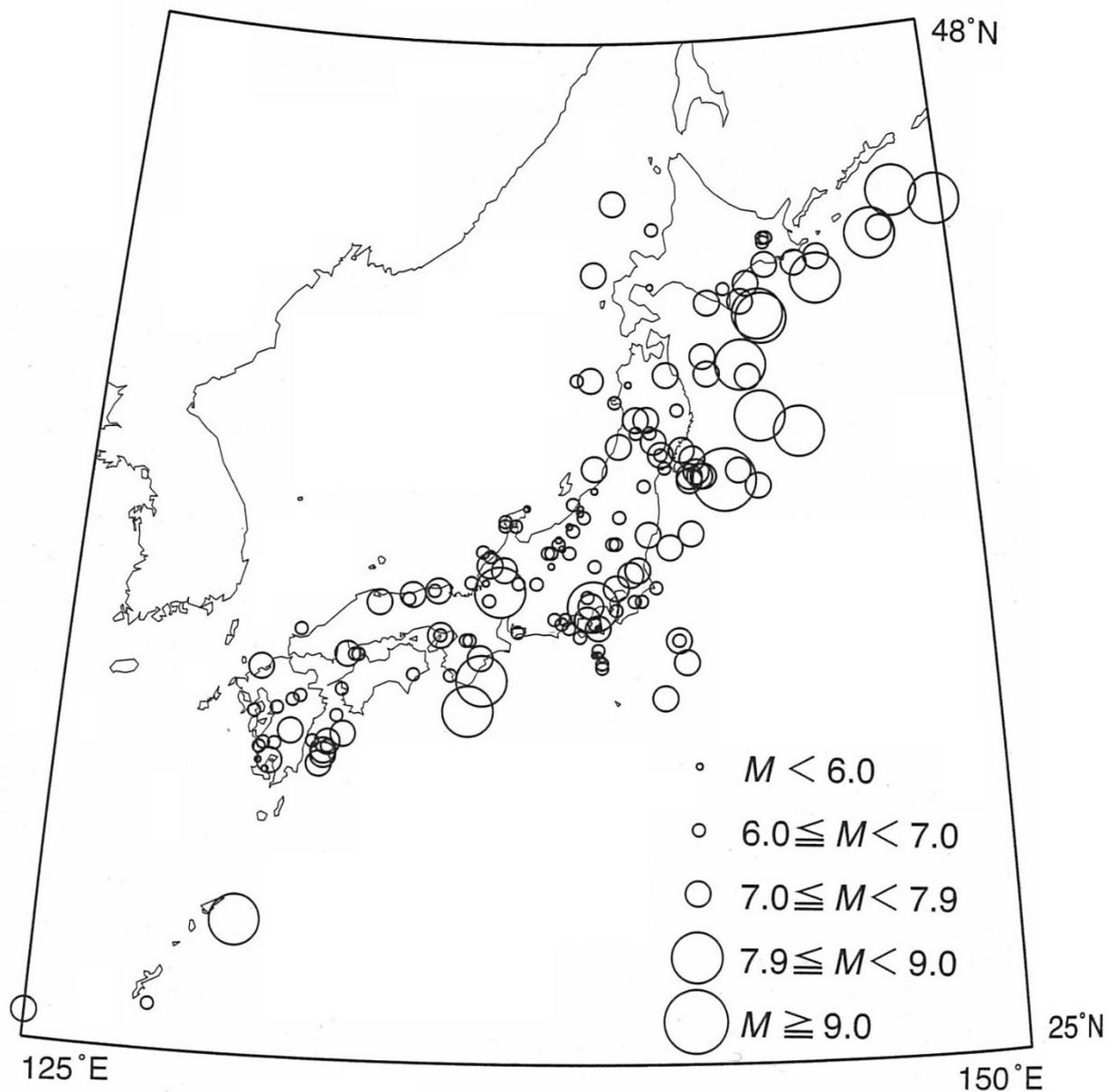


図1 日本付近の主な被害地震の震央（1885年以降）

出典／理科年表 2020(令和2年)

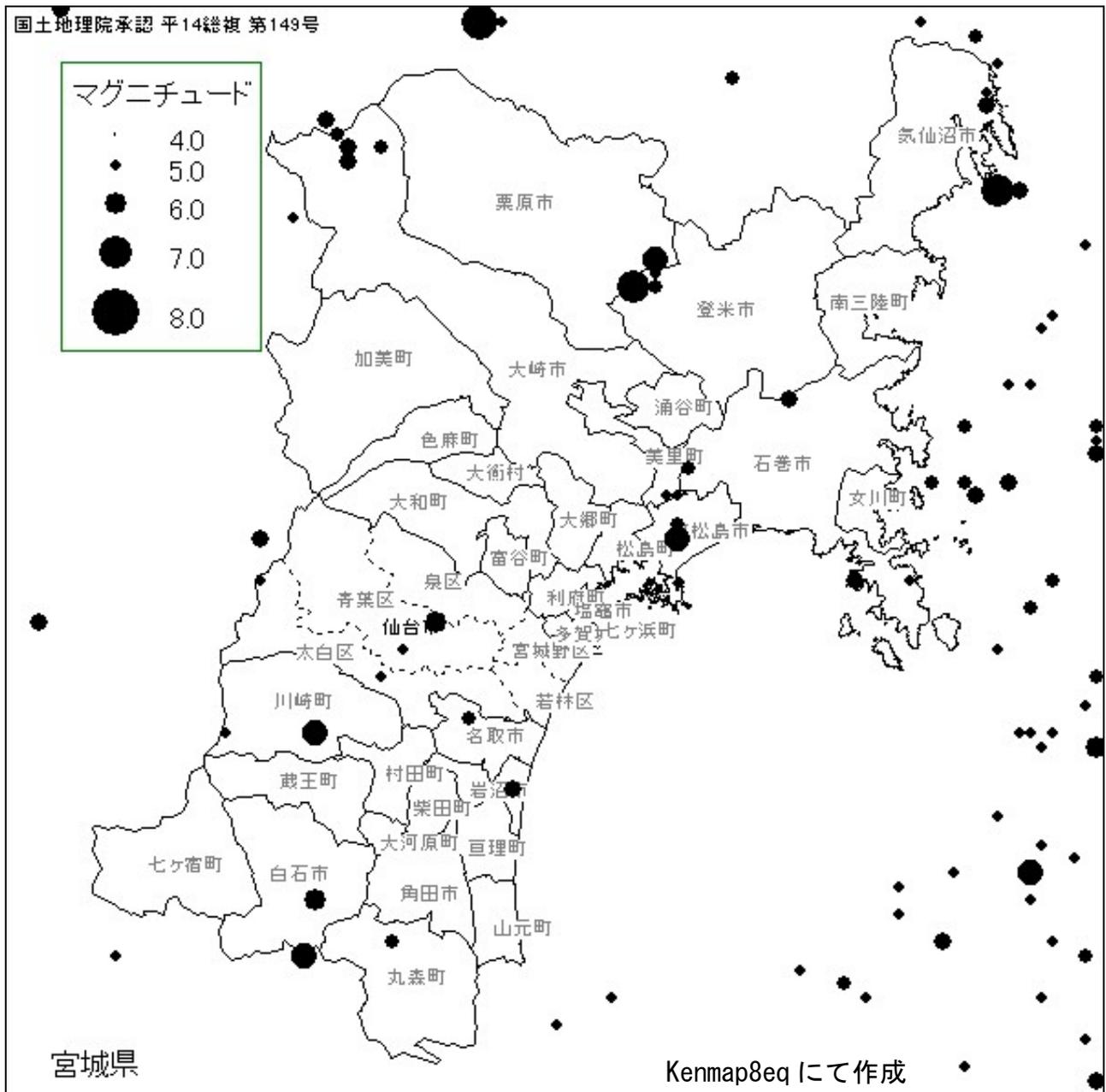


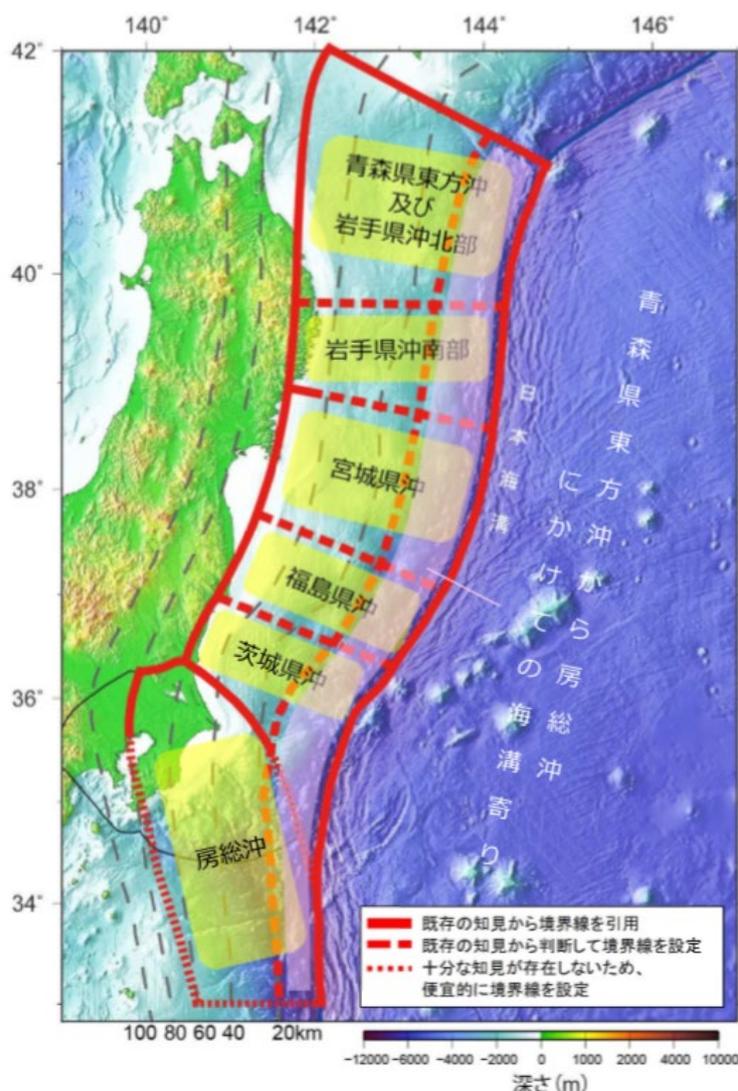
図2 過去（1895年以降）の主な地震の震源

③宮城県沖地震の長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「推進本部」という。)では、これまでに海溝型地震の長期評価を行ってきており、日本海溝沿いの地震活動については、「宮城県沖地震の長期評価」(平成12年公表)、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」(平成14年公表)を公表したほか、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)を受け、平成23年11月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(第二版)」(以下「第二版」という。)を公表したが、平成23年11月の改定は東北地方太平洋沖地震の直後であり、同地震やその影響に関する調査研究はその途上であったため、暫定的な評価であった。

その後の平成31年2月、東北地方太平洋沖地震から約8年が経過し、震源域や沿岸域における調査研究が大きく進展したことに伴い新たな長期評価手法の検討途上ではあるが、新たに得られた知見を取り入れることで第二版を改訂し、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」として公表された。

評価対象領域は図3、評価対象地震は表2のとおりである。



「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」(平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会)より

表2 評価対象地震

	評価対象地震	定義
プレート間地震	プレート間巨大地震 ^{※1}	おおむねM(マグニチュード)8を超えるプレート間地震。
	連動型の地震	プレート間巨大地震の中で、複数の領域に震源域がまたがるもの。
	超巨大地震(東北地方太平洋沖型) ^{※2}	東北地方太平洋沖地震のような低頻度で発生するM9クラスの超巨大なプレート間地震。
	ひとまわり小さいプレート間地震	プレート間巨大地震よりも規模が小さいM7.0以上のプレート間地震。
	宮城県沖の陸奇りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震)	評価対象領域の中では、対象規模の地震の発生が確認されていない領域がある。 また、宮城県沖の陸奇りの領域では、ひとまわり小さいプレート間地震が東北地方太平洋沖地震の発生前まで繰り返し発生していて、それらは「宮城県沖地震」として知られている。
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝奇りのプレート間地震(津波地震等)	プレート境界の浅部が破壊し、揺れは小さいが大きな津波をもたらす地震(以下、津波地震 ^{※3} と呼ぶ)。 また、津波地震ではなくとも、プレート間地震で深部と浅部が同時に破壊し、津波を伴う場合がある(そのような地震として東北地方太平洋沖地震が挙げられる)。
プレート内地震	沈み込んだプレート内の地震 ^{※4}	青森県東方沖から房総沖にかけての深さ約100km以浅の沈み込んだプレート内で発生する地震。
	海溝軸外側の地震 ^{※5}	太平洋プレートの沈み込みに伴って、海溝軸よりも沖合の太平洋プレートの内部が破壊することによって発生する地震。

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」(平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会)より

- ※1 「巨大地震」の明確な定義はない。
- ※2 超巨大地震の表現は地震調査研究推進本部の「新たな地震調査研究の推進について(平成21年4月21日公表、平成24年9月6日改訂)」に従った。
- ※3 「津波地震」は地震学の用語(Kanamori, 1972)であり、津波地震のみが津波を発生させる訳ではなく、全ての評価対象地震について津波が発生する可能性がある。
- ※4 地震学では一般にスラブ内地震と呼ばれる。
- ※5 地震学では一般にアウターライズ地震と呼ばれる。

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成31年(2019年)1月1日を基準日として算定された地震の発生確率値を公表していたが(平成31年2月26日公表)、その後、再計算を実施し、令和2年1月1日を基準日とした長期評価による地震発生確率値に更新された。(表3)

表3 海溝型地震の長期評価の概要（基準日 令和3年（2021年）1月1日）※1

領域または地震名		長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔 最新発生時期	
			10年 以内	30年 以内	50年 以内		
日本海溝沿いの地震	プレート間地震	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550年～600年 程度 9.8年前
		宮城県沖〔領域〕	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年 —
		小さいプレート間地震 ひとまわり	宮城県沖 〔領域〕	7.0～7.6程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上
		宮城県沖の 陸寄りの地 震(宮城県 沖地震)	7.4前後	ほぼ0% ～ 0.4%	60%～ 70%	90%程度 以上	38.0年 9.8年前
		海溝寄りのプレート間 地震(津波地震等)	Mt8.6～9.0 ^{※2}	9%	30%程度	40%程度	102.8年 —
	プレート内地震	沈み込んだ プレート内の地震	7.0～7.6程度	30%～ 40%	60%～ 70%	80%～ 90%	22.0年～ 29.4年 —
海溝軸外側の地震		8.2前後	2%	7%	10%程度	411.2年 —	

「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和3年1月13日、地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

※1 宮城県に関連する長期評価の抜粋である。

※2 Mtは津波マグニチュード（津波の高さの空間分布を使って算出する地震の大きさの指標）を示す。

ただし、前述の「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）では、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震については、東北地方太平洋沖地震の余効すべり[※]による応力変化の影響で、宮城県沖の陸寄りの部分では東北地方太平洋沖地震以前の平均的な状況と比べて地震が発生しやすくなったと考えられるため、地震発生確率はより高い可能性があるとしているほか、宮城県沖の陸寄りでも繰り返して発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）においては、地震発生確率はより高い可能性があるとともに、震源域が陸寄りに特定されているため、1987年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要であるとされている。

※地震後に地震断層が揺れを収めず、ゆっくりとすべる現象

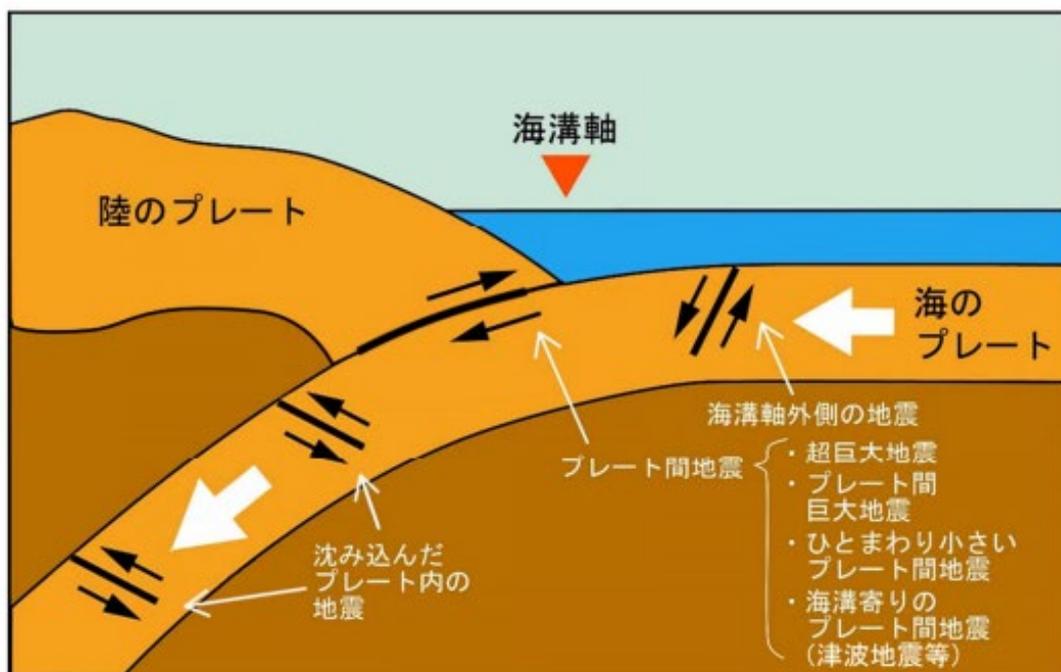


図4 評価対象地震の概念図

黒矢印は断層運動の例で、地震のメカニズムによって方向は変わる。白矢印はプレートの沈み込む方向を示す。

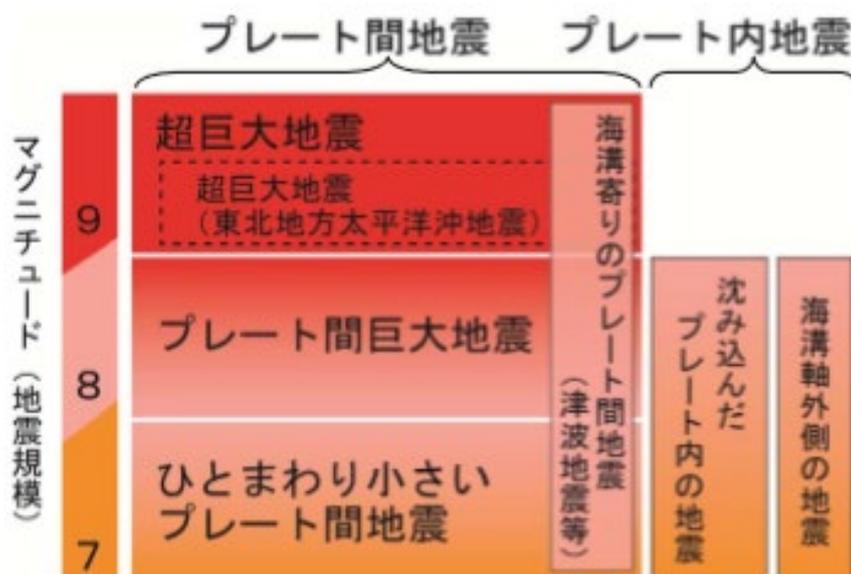


図5 評価対象地震と規模の概念図

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価 概要資料」 (平成31年2月26日, 地震調査研究推進本部事務局) より

③活断層帯の長期評価

政府の推進本部では、海溝型地震と同様に、活断層で起きる地震についても長期評価結果を公表している。

本県には3つの主要活断層帯があり、それぞれの断層帯全体が1つの区間として活動する場合の地震規模及び発生する長期確率は表4に示すとおりである。



図4 長町ー利府線断層帯・福島盆地西縁断層帯・双葉断層の概略位置図

表4 主要活断層帯の長期評価の概要（基準日 令和2年（2020年）1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔
		30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新発生時期
長町ー利府線断層帯 ^{※1}	7.0～7.5程度	1%以下	2%以下	3%以下	3,000年程度以上 約16,000年前以後
福島盆地西縁断層帯	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年程度 約2,200年前-3世紀
双葉断層 ^{※2}	6.8-7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年-12,000年程度 約2400年前-2世紀

「主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和2年（2020年）1月1日）＜都道府県別＞」より

※1 長町ー利府線断層帯は、最新活動時期が約16000年前以後と求められているが、平均活動間隔3000年に対して十分に絞り込まれていない。このため、地震発生確率の計算に際しては、ポアソン過程を用いた。

※2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、双葉断層では、地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。

(2) 住宅・建築ストックの耐震化の現状

①住宅及び建築物のストック数

村田町における令和2年度分固定資産価格等概要調書によれば、町内の構造別住宅数は表5-1のとおりであり、棟数ベースでは木造建築物が4,669戸であり92.5%を占める。

また、平成30年住宅・土地統計調査によれば、県内の住宅戸数は953,600戸であり、その所有関係別、構造別の内訳は表5-2のとおりである。持ち家に着目すると、持ち家全体の85%を木造住宅が占めており、持ち家の木造住宅が県内の住宅の半数以上を占めている。

表 5-1 構造別住宅数(村田町) (単位：戸)

構造	木造(a) (a/c)	非木造(b) (b/c)	合計(c) (c/d)
住家	4,669 (92.5%)	378 (7.5%)	5,047 (100%)

資料：令和2年度分固定資産価格等概要調書

表 5-2 所有関係別・構造別住宅数(宮城県) (単位：戸) ※

構造	木造(a) (a/c)	非木造(b) (b/c)	合計(c) (c/d)
持ち家	471,900 (85.1%)	82,400 (14.9%)	554,300 (58.1%)
借家	136,500 (37.0%)	232,200 (63.0%)	368,700 (38.7%)
併用住宅	19,200 (62.7%)	11,400 (37.3%)	30,600 (3.2%)
合計	627,600 (65.8%)	326,000 (34.2%)	953,600 (100.0%)

資料：平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)(四捨五入の関係で合計が合わないところもある)

※空き家は含まれていない。



図 7-1 村田町構造別住宅数

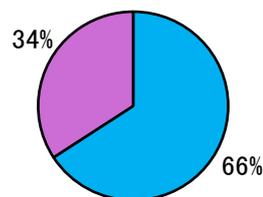


図 7-2 宮城県構造別住宅数



また、令和2年度分固定資産価格等概要調書、及び課税台帳によれば、町内の住宅戸数は5,047戸であり、その時期別、構造別の内訳は表6-1のとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行(昭和56年6月1日)より前に建設された住宅(旧耐震基準の住宅)が、全体の約40.0%を占める。それより以前の耐震基準(昭和45年)により建設された住宅が、全体の11.9%を占めている。

平成26年から令和2年までの推移では、昭和45年以前が約0.7ポイント、昭和46年から55年が約2.9ポイントの減となり、昭和56年以降は約3.6ポイントの増加となっており、旧耐震基準の住宅が減少していることが分かる。空き家となったこと、あるいは、住み替えや建替によって減少したものと考えられる。

また、宮城県の建築時期別・構造別住宅戸数は表6-2のとおりである。

表6-1 村田町建築時期別・構造別住宅数(単位:戸)

<平成19年度末>

建築時期	昭和45年以前 (a) (a/e)	昭和46~55年 (b) (b/e)	昭和56年以降 (c) (c/e)	合計 (e) (e/f)
木造 (比率)	787 (16.2%)	1,740 (35.8%)	2,333 (48.0%)	4,860 (92.9%)
非木造 (比率)	6 (1.6%)	29 (7.8%)	339 (90.6%)	374 (7.1%)
合計 (比率)	793 (15.2%)	1,769 (33.8%)	2,672 (51.0%)	(f) 5,234 (100.0%)

資料:平成19年度分固定資産価格等概要調書、課税台帳による推計。時期不明住宅は各時期ごとの構成比により按分した。

<平成26年度末>

建築時期	昭和45年以前 (a) (a/e)	昭和46~55年 (b) (b/e)	昭和56年以降 (c) (c/e)	合計 (e) (e/f)
木造 (比率)	680 (13.5%) -2.7pt	1,660 (33.0%) -2.8pt	2,690 (53.5%) +5.5pt	5,030 (92.6%) -0.3pt
非木造 (比率)	5 (1.2%) -0.4pt	25 (6.3%) -1.5pt	370 (92.5%) +1.9pt	400 (7.4%) +0.3pt
合計 (比率)	685 (12.6%) -2.6pt	1,685 (31.0%) -2.8pt	3,060 (56.4%) +5.4pt	(f) 5,430 (100%)

資料:平成26年度分固定資産価格等概要調書、課税台帳による推計。時期不明住宅は各時期ごとの構成比により按分した。

※ は各建築時期住宅数の全体に占める割合の7年間の増減ポイントを示す。

<令和2年度末>

建築時期	昭和 45 年以前 (a) (a/e)	昭和46～55年 (b) (b/e)	昭和56年以降 (c) (c/e)	合計 (e) (e/f)
木造 (比率)	594 (12.7%) -0.8pt	1,402 (30.0%) -3.0pt	2,673 (57.3%) +3.8pt	4,669 (92.5%) -0.1pt
非木造 (比率)	4 (1.1%) -0.1pt	18 (4.8%) -1.5pt	356 (94.2%) +1.7pt	378 (7.5%) +0.1pt
合計 (比率)	598 (11.9%) -0.7pt	1,420 (28.1%) -2.9pt	3,029 (60.0%) +3.6pt	(f) 5,047 (100%)

資料：令和2年度分固定資産価格等概要調査、課税台帳による推計。時期不明住宅は各時期ごとの構成比により按分した。

※ は各建築時期住宅数の全体に占める割合の5年間の増減ポイントを示す。

表 6-2 宮城県建築時期別・構造別住宅数（単位：戸）

<平成 15 年 10 月現在>

建築時期	昭和 45 年以前 (a) (a/e)	昭和 46～55 年 (b) (b/e)	昭和 56 年以降 (c) (c/e)	時期不明 (d) (d/e)	合計 (e) (e/f)
木造 (比率)	113,200 (19.2%)	129,800 (22.0%)	325,900 (55.2%)	21,500 (3.6%)	590,300 (71.0%)
非木造 (比率)	10,000 (4.1%)	42,200 (17.5%)	177,100 (73.5%)	11,700 (4.9%)	241,000 (29.0%)
合計 (比率)	123,200 (14.8%)	172,000 (20.7%)	503,000 (60.5%)	33,200 (4.0%)	(f) 831,300 (100.0%)

資料：平成 15 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）（四捨五入の関係で合計が合わないところもある）

<平成 25 年 10 月現在>

建築時期	昭和45年以前 (a) (a/e)	昭和46～55年 (b) (b/e)	昭和56年以降 (c) (c/e)	時期不明 (d) (d/e)	合計 (e) (e/f)
木造 (比率)	77,300 (12.7%) -6.5pt	104,700 (17.2%) -4.8pt	388,200 (63.7%) +8.5pt	39,300 (6.4%) +2.8pt	609,500 (65.4%) -5.6pt
非木造 (比率)	6,300 (2.0%) -2.1pt	38,500 (11.9%) -5.6pt	257,500 (79.9%) +6.4pt	19,900 (6.2%) +1.3pt	322,200 (34.6%) +5.6pt
合計 (比率)	83,600 (9.0%) -5.8pt	143,200 (15.4%) -5.3pt	645,700 (69.3%) +8.8pt	59,200 (6.4%) +2.4pt	(f) 931,700 (100.0%)

資料：平成 25 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）（四捨五入の関係で合計が合わないところもある）

※ は各建築時期住宅数の全体に占める割合の 10 年間の増減ポイントを示す（平成 15 年時－平成 25 年時）。

<平成 30 年 10 月現在>

建築時期	昭和45年以前 (a) (a/e)	昭和46～55年 (b) (b/e)	昭和56年以降 (c) (c/e)	時期不明 (d) (d/e)	合計 (e) (e/f)
木造 (比率)	57,400 (9.1%) -3.6pt	85,400 (13.6%) -3.6pt	422,600 (67.3%) +3.6pt	62,200 (9.9%) +3.5pt	627,600 (65.8%) +0.4pt
非木造 (比率)	4,800 (1.5%) -0.5pt	31,800 (9.8%) -2.1pt	262,800 (80.6%) +0.7pt	26,600 (8.2%) +2.0pt	326,000 (34.2%) -0.4pt
合計 (比率)	62,200 (6.5%) -2.5pt	117,200 (12.3%) -3.1pt	685,400 (71.9%) +2.6pt	88,800 (9.3%) +2.9pt	(f) 953,600 (100.0%)

資料：平成 25 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）（四捨五入の関係で合計が合わないところもある）

※ は各建築時期住宅数の全体に占める割合の 5 年間の増減ポイントを示す（平成 25 年時－平成 30 年時）。

②住宅の耐震化の状況

村田町における住宅の耐震化状況について、令和2年度分固定資産価格等概要調書及び課税台帳より算出した住宅数をもとに国土交通省と同様な方法で推計した結果は、表7-1のとおりである。

村田町内の住宅総数5,047戸のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は3,482戸あり、住宅総数に対する耐震化率は69%となっている。一方、耐震化が不十分なものは1,565戸(31%)と推計される。

また、戸建木造住宅においては、耐震化を満たしていると推計される住宅は2,939戸あり、戸建木造住宅全体に対する耐震化率は64%となっている。

平成26年から令和2年にかけて耐震化率は、65%から69%と約4ポイント改善、戸建木造住宅でも、耐震化率が60%から64%と約4ポイント改善されている。

表7-1 村田町住宅の耐震化の現状 (上段：住宅戸数，下段：構成比率)

区 分	当初計画時 (平成19年度)	(平成26年度)	現 状 (令和2年度)
全 数	5,234戸 (100%)	5,430戸 (100%)	5,047戸 (100%)
うち戸建木造	4,548戸 (100%)	4,730戸 (100%)	4,592戸 (100%)
耐震化を満たすと推計 (全数に対する割合：%)	3,096戸 (59%)	3,530戸 (65%)	3,482戸 (69%)
うち戸建木造	2,467戸 (54%)	2,850戸 (60%)	2,939戸 (64%)
耐震化が不十分と推計 (全数に対する割合：%)	2,138戸 (41%)	1,900戸 (35%)	1,565戸 (31%)
うち戸建木造	2,081戸 (46%)	1,880戸 (40%)	1,653戸 (36%)

資料：令和2年度分固定資産価格等概要調書、課税台帳による推計。

また、全国、宮城県の状況については、平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)をもとに推計した結果で、表7-2のとおりである。

表 7-2 住宅の耐震化の現状

(上段：住宅戸数、下段：構成比率)

区 分	宮 城 県 (平成30年)	全 国 (平成30年)
全 数	953,600戸 (100%)	約5,360万戸 (100%)
うち戸建住宅	527,500戸 (100%)	約2,880万戸 (100%)
うち木造	512,400戸 (100%)	約2,660万戸 (100%)
うち非木造	15,100戸 (100%)	約210万戸 (100%)
うち共同住宅	426,100戸 (100%)	約2,490万戸 (100%)
うち木造	115,200戸 (100%)	約390万戸 (100%)
うち非木造	310,900戸 (100%)	約2,090万戸 (100%)
耐震化を満たすと推計 (全数に対する割合：%)	約881,200戸 (約92%)	約4,660万戸 (約87%)
うち戸建住宅	約463,500戸 (約88%)	約2,320万戸 (約81%)
うち木造	約448,800戸 (約88%)	約2,100万戸 (約79%)
うち非木造	約14,700戸 (約97%)	約200万戸 (約92%)
うち共同住宅	約417,700戸 (約98%)	約2,350万戸 (約94%)
うち木造	約110,400戸 (約96%)	約340万戸 (約88%)
うち非木造	約307,300戸 (約99%)	約2,010万戸 (約96%)
耐震化が不十分と推計 (全数に対する割合：%)	約72,400戸 (約8%)	約700万戸 (約13%)
うち戸建住宅	約64,000戸 (約12%)	約560万戸 (約19%)
うち木造	約63,600戸 (約12%)	約550万戸 (約11%)
うち非木造	約400戸 (約3%)	約10万戸 (約8%)
うち共同住宅	約8,400戸 (約2%)	約140万戸 (約6%)
うち木造	約4,800戸 (約4%)	約50万戸 (約12%)
うち非木造	約3,600戸 (約1%)	約80万戸 (約4%)

資料：平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)をもとに推計

※全国の全数、戸建住宅、共同住宅の戸数・割合は「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ資料(令和2年5月)」より引用。木造、非木造の戸数・割合は平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)をもとにした推計値による。このため、全国の木造、非木造の合計値と戸建住宅、共同住宅の合計値が整合しない場合がある。なお、空き家は含まれていない。

③多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

法では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの(以下「多数の者が利用する建築物」という。)を規定している。

町内の「多数の者が利用する特定建築物」や「防災上重要な町有建築物」の耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「防災対策・避難施設等」、「医療・社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類したうえで表に示す。

表8-1は、町有の多数の者が利用する特定建築物の耐震化状況を示す。

表8-2は、防災上重要な町有建築物(多数の者が利用する特定建築物以外)の耐震化状況を示す。

表8-3は、表8-1と表8-2を併せた耐震化状況を示す。

表8-4は、多数の者が利用する特定建築物で町有建築物以外の耐震化状況を示す。

なお、「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある、又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいう。

表で示したとおり、より一層の耐震化の促進を図る必要がある。

なお、ここでいう対象建築物とは、旧耐震設計基準による建築物(昭和56年5月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物)及び昭和56年6月以降に建築された建築物のことであり、耐震化済みの建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち補強を行ったもの及び昭和56年6月以降に建築された建築物などの合計である。

表 8-1 町有の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

<令和3年3月末現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策施設 ・避難施設等	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 警察 署, 消防署等	1	8	1	10	80%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホ ーム等	0	1	0	1	100%
不特定多数人 員収容施設	劇場, 百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 美術館, 博物館等	0	1	0	1	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住 宅, 寄宿舎等	0	3	0	3	100%
	うち, 共同住宅等	0	3	0	3	100%
合 計		1	13	1	15	87%

<平成28年3月末現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策施設 ・避難施設等	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 警察 署, 消防署等	1	9	1	11	82%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホ ーム等	0	0	1	1	0%
不特定多数人 員収容施設	劇場, 百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 美術館, 博物館等	0	1	0	1	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住 宅, 寄宿舎等	0	1	0	1	100%
	うち, 共同住宅等	0	1	0	1	100%
合 計		1	11	2	14	79%

表 8-2 防災上重要な町有建築物(多数の者が利用する特定建築物を除く)の耐震化の状況

<令和3年3月末現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策施設 ・避難施設等	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 警察 署, 消防署等	2	4	3	9	44%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホ ーム等					
不特定多数人 員収容施設	劇場, 百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 美術館, 博物館等	0	1	0	1	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住 宅, 寄宿舍等	2	8	0	10	80%
	うち, 共同住宅等	2	8	0	10	80%
合 計		4	13	3	20	65%

<平成28年3月末現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策施設 ・避難施設等	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 警察 署, 消防署等	0	4	5	9	44%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホ ーム等					
不特定多数人 員収容施設	劇場, 百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 美術館, 博物館等	0	1	0	1	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住 宅, 寄宿舍等	0	8	2	10	80%
	うち, 共同住宅等	0	8	2	10	80%
合 計		0	13	7	20	65%

表 8-3 町有の多数の者が利用する特定建築物及び防災上重要な町有建築物の耐震化状況

<令和3年3月末現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策施設 ・避難施設等	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 警察 署, 消防署等	3	12	4	19	63%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホ ーム等	0	1		1	100%
不特定多数人 員収容施設	劇場, 百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 美術館, 博物館等	0	2	0	2	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住 宅, 寄宿舍等	2	11	0	13	85%
	うち, 共同住宅等	2	11	0	13	85%
合 計		5	26	4	35	74%

<平成28年3月末現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策施設 ・避難施設等	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 警察 署, 消防署等	1	13	6	20	65%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホ ーム等	0	0	1	1	0%
不特定多数人 員収容施設	劇場, 百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 美術館, 博物館等	0	2	0	2	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住 宅, 寄宿舍等	0	9	2	11	82%
	うち, 共同住宅等	0	9	2	11	82%
合 計		1	24	9	34	71%

表 8-4 町有建築物以外の多数の者が利用する特定建築物の耐震化状況

<令和3年3月末現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策施設 ・避難施設等	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 警察 署, 消防署等	0	1	0	1	100%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホ ーム等	0	2	0	2	100%
不特定多数人 員収容施設	劇場, 百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 美術館, 博物館等	0	2	0	2	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住 宅, 寄宿舍等	0	5	0	5	100%
	うち, 共同住宅等	0	1	0	1	100%
合 計		0	10	0	10	100%

<平成28年3月末現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策施設 ・避難施設等	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 警察 署, 消防署等	0	1	0	1	100%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホ ーム等	0	2	0	2	100%
不特定多数人 員収容施設	劇場, 百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 美術館, 博物館等	0	2	0	2	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住 宅, 寄宿舍等	0	8	0	8	100%
	うち, 共同住宅等	0	4	0	4	100%
合 計		0	13	0	13	100%

④緊急輸送道路等沿道建築物の状況

宮城県では、「宮城県地域防災計画(地震災害対策編)」において地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、特に重要となる道路(以下「緊急輸送道路」という。)として事前に選定されたものについて、法第5条第3項第3号における耐震化の促進を図る道路として平成19年5月の計画から指定している。また、町では、「村田町地域防災計画」において宮城県地域防災計画を基本とし、その他の緊急輸送道路を指定している。対象となる宮城県緊急輸送道路ネットワーク計画図を図8-1に、村田町緊急輸送道路図を図8-2に示す。

なお、宮城県は広域的な輸送等の観点から、緊急輸送道路のうち宮城県庁、県合同庁舎、県内各市役所本庁舎、町役場本庁舎、仙台駅、仙台空港、仙台港及び圏域防災拠点など主要な施設へ連絡する路線について、大規模地震が発生した際に沿道建築物の倒壊等で路線の通行に与える影響を平成26年度及び令和2年度に調査した結果、地震後も通行が可能であること、又は、迂回路を活用できることが確認できたため、法第5条第3項第2号における耐震診断義務付け道路に関する事項を本計画に記載していない。従って、同号の地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(通行障害建築物)はない。

12-7 緊急輸送道路網

村田町緊急輸送道路ネットワーク計画図

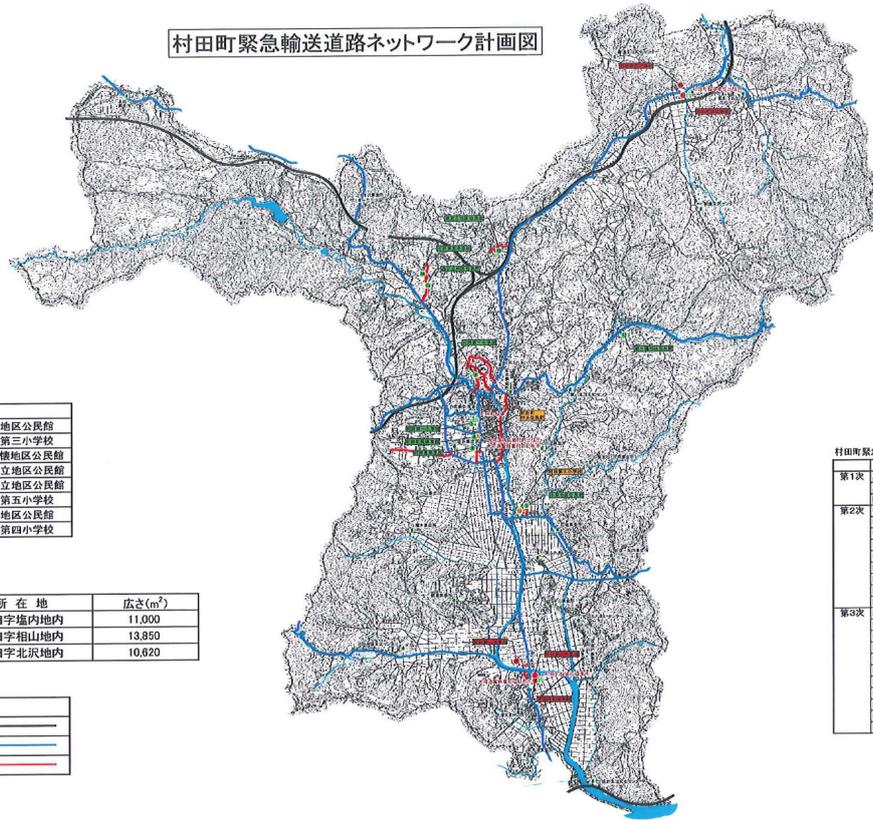
町内の避難所位置図

凡 例	
● 村田町中央公民館	● 小泉地区公民館
● 村田町長体育館	● 村田第三小学校
● 村田第一小学校	● 池ノ巻地区公民館
● 村田第一中学校	● 奥足立地区公民館
● 村田高等学校	● 西足立地区公民館
● 沼辺地区公民館	● 村田第五小学校
● 村田第二小学校	● 菅生地区公民館
● 村田第二中学校	● 村田第四小学校

応急仮設住宅対策

名称	所在地	広さ(m ²)
埴内公園	村田字埴内地区内	11,000
相山公園	村田字相山地区内	13,850
北沢公園	村田字北沢地区内	10,620

凡 例	
第1次 緊急輸送道路	——
第2次 緊急輸送道路	——
第3次 緊急輸送道路	——



村田町緊急輸送道路ネットワーク計画 指定道路箇所

第1次	道路種別	路線名
第1次	高速道	東北自動車道
	高速道	山形自動車道
第2次	国道	国道4号線
	県道	経理大町麻川崎線
	県道	新治藤生線
	県道	長谷村田線
	県道	経理村田線
	県道	菅井藤生線
	市道	沼線
	市道	豊田元殿線
	市道	埴内線
	市道	西町東木線
第3次	市道	二丁町線
	市道	支所前線
	市道	相山線
	市道	菅生村中線
	市道	村田工業団地1号線
	市道	村田工業団地2号線
	市道	堀線
	市道	穴田新線
	市道	百々目木線
	市道	沼町村高線
市道	野生木線	

※平成17年度現在

図 8-2 村田町緊急輸送道路図

(3) 宮城県沖地震等の被害想定

①想定している地震

宮城県第三次被害想定調査においては、宮城県沖地震の単独型、連動型及び長町－利府活断層の3つの地震想定であったが、今回は、それに「どこでも起こりうる直下の地震」を加えた4つの地震を想定している。

1) 宮城県沖地震(単独型)

宮城県沖の日本海溝沿いのプレート境界を震源とする地震で、宮城県内で大きな被害がでた1978年の宮城県沖地震と同様の場所と規模と考えられ、平均で37年に一度、繰り返し起きており、これから30年間の発生率は99%といわれている。マグニチュード7.6を想定している。

2) 宮城県沖地震(連動型)

宮城県沖の日本海溝沿いのプレート境界で、単独型の場合の震源域を含みさらに広い範囲を震源域とする地震である。1793年に同様な地震が起きたのではないかと考えられていて、次の宮城県沖地震でも起きる可能性があると考えられている。マグニチュード8.0を想定している。

3) 利府－長町線断層帯による地震

仙台市から利府町にかけて、ほぼ南北に延びる長さ約40kmの活断層である。この断層は、約3000年に一度程度の割合で繰り返し地震を起こしているとされ、前回の地震は約2000年前であったといわれている。この断層では、マグニチュード7.1の地震を想定している。

4) どこでも起こりうる直下の地震

2003年の宮城県北部での地震のように、マグニチュード6クラスの地震の場合、地震断層が地表に現れないケースが多いため、過去の活動を調べるのが大変難しいとされている。こうした地震はいつ、どこで起こるか分からないのが実情である。そのため、防災上の可能性として、県内全域直下にマグニチュード6クラスのうち最大の6.9の地震を想定している。

②第三次地震被害想定調査の前提条件等

宮城県沖地震の長期評価が再評価され、被害想定調査が実施されるまでは、東日本大震災前のデータを用いることとし、被害想定調査結果が公表された後、見直すこととする。

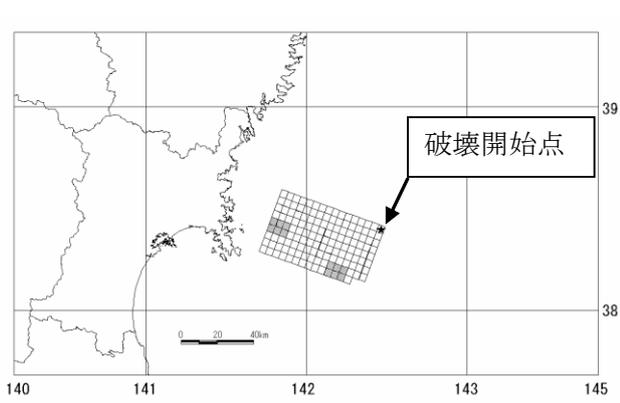
宮城県では、地震被害想定調査をこれまで2度{昭和59～61年度(第一次)、平成7～8年(第二次)}行ってきたが、推進本部の評価における新しい知見や第二次調査後の社会的条件の変化を踏まえて、より的確な地震防災対策を施行していくために、第三次の地震被害想定調査を実施し、平成16年3月に調査結果を公表した。

地震の揺れにおける想定地震は、推進本部で発表された宮城県沖地震の単独と連動、そして仙台市直下に位置する長町－利府線断層帯の地震を対象とした。

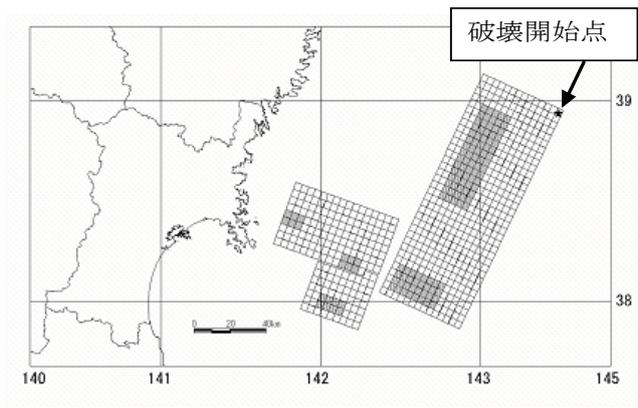
地震動および液状化の予測では、第二次調査以降の新たなデータをできる限り収集して地盤モデルや震源モデルの見直しを行い、最新の手法によって予測を行った。被害想定においても最新のデータを用い、現時点で最善と考えられる方法を用いて予測を行っている。

また、第三次地震被害想定調査の基礎資料を活用し、一部の基礎資料を新たに調整・加工した上で、第三次被害想定と同様の手法により震度及び建築物の被害率を想定した。

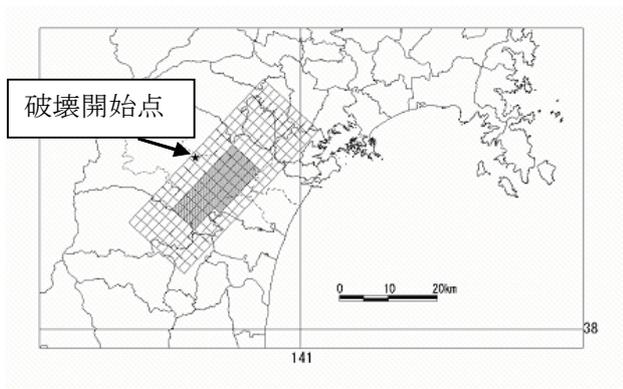
断層位置図を図9、予想震度分布図を図7に示す



宮城県沖地震(単独)



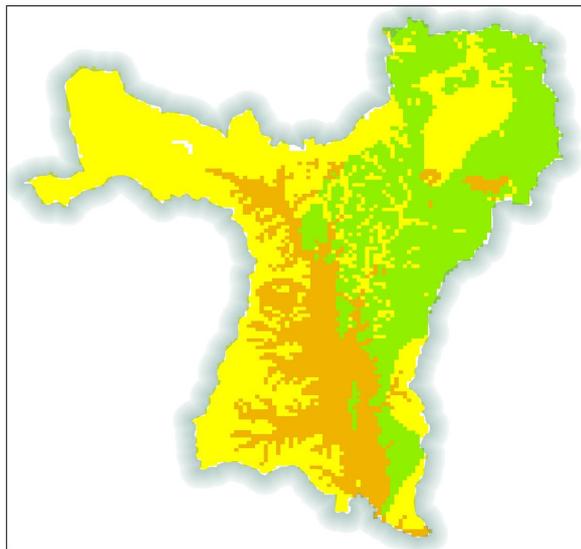
宮城県沖地震(連動)



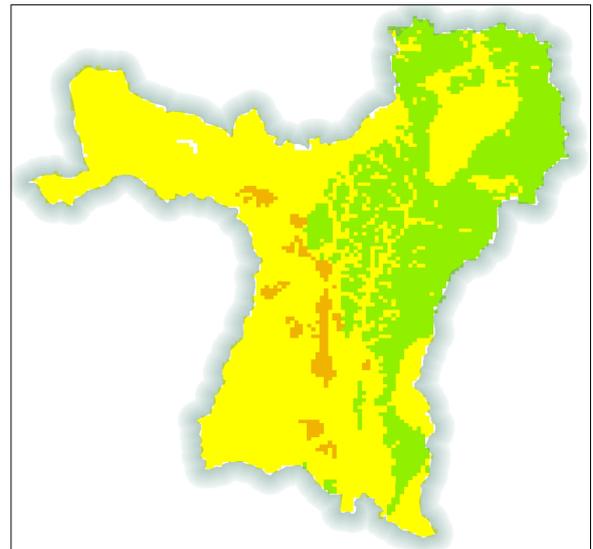
長町-利府線断層帯の地震

※断層モデルの内側のハッチはアスペリティ（通常は強く固着していて、あるとき急激にずれて地震波を出すところ）を示す。

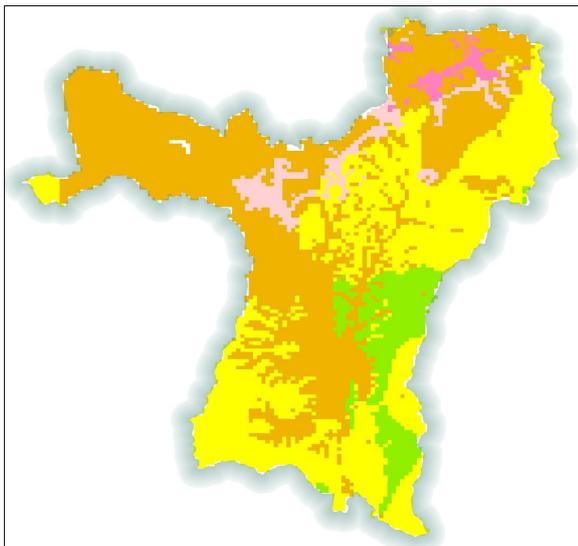
図9 断層位置図



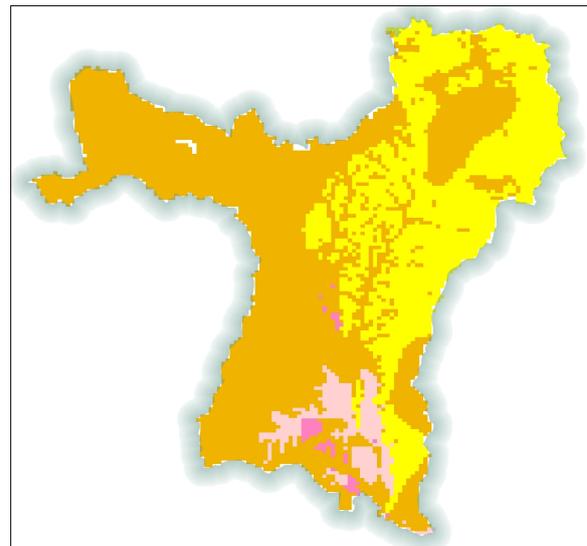
宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



長町－利府断層帯



どこでも起こりうる直下の地震

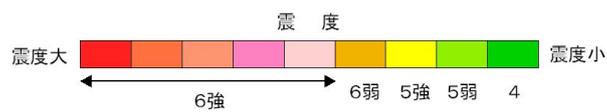


図 10 「揺れやすさマップ」（予想震度分布図）

③建築物被害の予測結果

地震被害想定調査結果の概要は表8のとおりである。

表9 地震被害想定調査結果の概要

想定地震		①宮城県沖地震 (単独) (海洋型)	②宮城県沖地震 (連動) (海洋型)	③長町-利府線 断層帯の地震 (内陸直下)	④どこでも起こり うる直下の地震	
項目						
モーメント・マグニチュード (Mw)		7.6	8.0	7.1	6.9	
被害 想定	建築物	全壊・大破棟数 村田町 (宮城県)	3棟 (5,496棟)	0棟 (7,595棟)	14棟 (15,251棟)	25棟
		半壊・中破棟数 村田町 (宮城県)	84棟 (38,701棟)	17棟 (50,896棟)	137棟 (40,537棟)	274棟

(注) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し、風向が西北西、風速が6m/秒のケースである。

このうち、建築物被害の揺れと液状化による予測結果について、想定地震別に村田町の状況を表9、揺れと液状化による全建築物の全壊数分布図を図11、半壊数分布図を図12に示した。

宮城県全体の被害分布としては、宮城県沖地震の単独および連動が北部を中心として県内一帯の低地帯において被害が発生するのに対し、長町-利府線断層帯については断層近傍の仙台市周辺に被害が集中する傾向となる。想定した各地震において、宮城県内では全半壊率で10%を超えると想定される地域は、以下のとおりであり、村田町は、全半壊率で10%を超えると想定される地域には該当しないという結果であった。

宮城県沖地震(単独):大崎市(旧松山町,旧三本木町,旧鹿島台町,旧田尻町),涌谷町,美里町(旧小牛田町,旧南郷町),登米市(旧迫町,旧米山町,旧南方町),石巻市(旧矢本町,旧河南町,旧桃生町),東松島市(旧鳴瀬町)の14地域

宮城県沖地震(連動):石巻市(旧石巻市,旧河北町,旧河南町,旧桃生町),松島町,大崎市(旧鹿島台町,旧田尻町),涌谷町,美里町(旧小牛田町,旧南郷町),栗原市(旧瀬峰町),登米市(旧米山町,旧南方町),東松島市(旧矢本町,旧鳴瀬町)の15地域

長町-利府線断層帯:青葉区,宮城野区,太白区,泉区の4区

表 10 村田町における建築物の被害予測結果一覧表

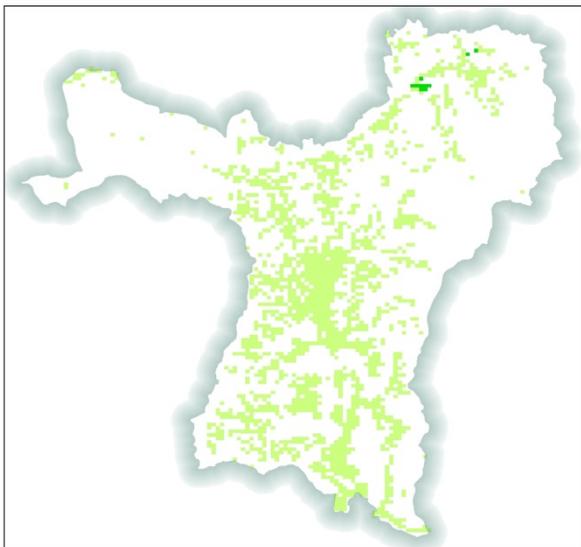
項目	被害項目		宮城県沖地震 (単独)		宮城県沖地震 (連動)		長町ー利府線 断層帯		どこでも起こり うる直下の地震	
			棟数	率 (%)	棟数	率 (%)	棟数	率 (%)	棟数	率 (%)
木 造 建 物	全 壊	揺れ	0	0	0	0	14	0.2	23	0.3
		液状化	2	0.0	0	0	0	0	2	0.0
		揺れ＋ 液状化	2	0.0	0	0	14	0.2	24	0.3
	半 壊	揺れ	79	1.1	17	0.2	135	1.8	266	3.6
		液状化	4	0.1	0	0	0	0	3	0.0
		揺れ＋ 液状化	83	1.1	17	0.2	135	1.8	270	3.7
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 建 物	全 壊	揺れ	0	0	0	0	0	0	0	0
		液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
		揺れ＋ 液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
	半 壊	揺れ	1	0.6	0	0	1	0.6	2	1.1
		液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
		揺れ＋ 液状化	1	0.6	0	0	1	0.6	2	1.1
鉄 骨 造 建 物	全 壊	揺れ	0	0	0	0	0	0	0	0
		液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
		揺れ＋ 液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
	半 壊	揺れ	0	0	0	0	1	0.1	2	0.3
		液状化	1	0.1	0	0	0	0	0	0
		揺れ＋ 液状化	1	0.1	0	0	1	0.1	2	0.3
全 建 物	全 壊	揺れ	0	0	0	0	14	0.2	23	0.3
		液状化	3	0.0	0	0	0	0	2	0
		揺れ＋ 液状化	3	0.0	0	0	14	0.2	25	0.3
	半 壊	揺れ	79	1.0	17	0.2	137	1.6	271	3.3
		液状化	5	0	0	0	0	0	4	0
		揺れ＋ 液状化	84	1.0	17	0.2	137	1.6	274	3.3



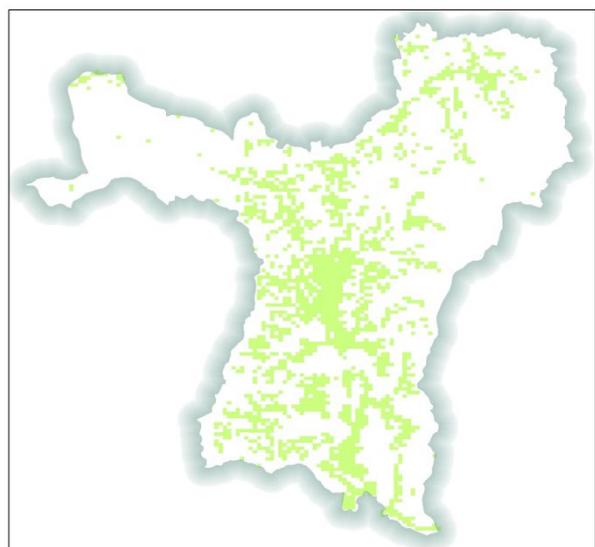
宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



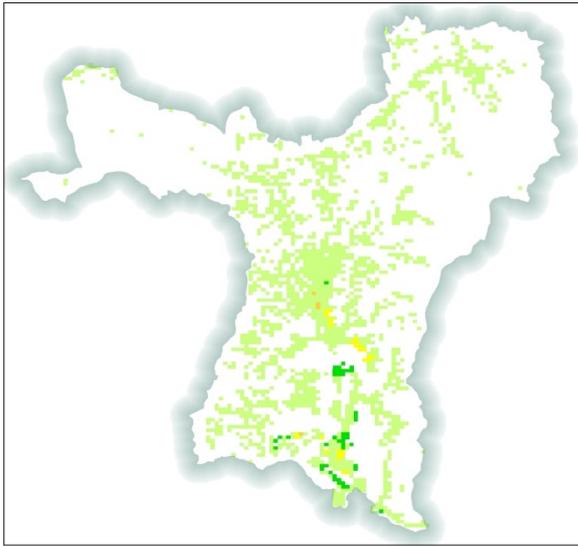
長町ー利府断層



どこでも起こりうる直下の地震



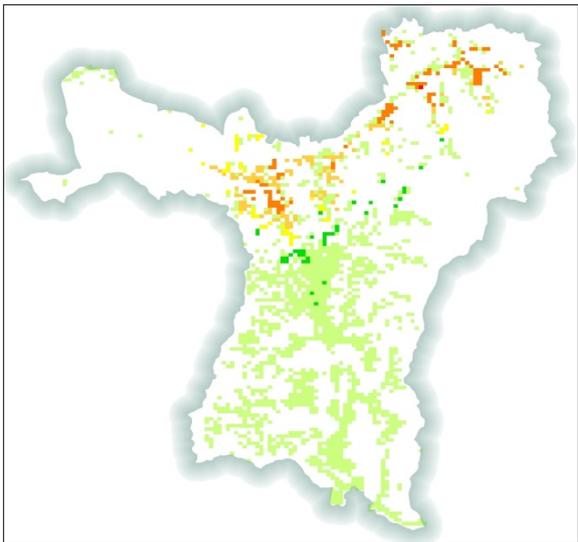
図 11 「地域の危険度マップ」 ～全壊率～



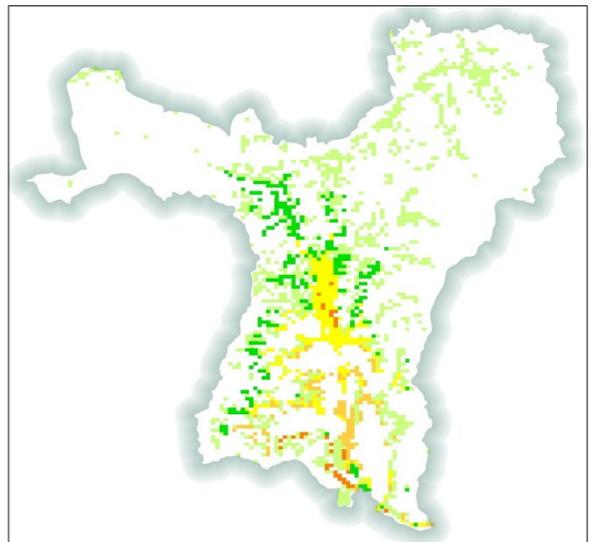
宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



長町－利府断層



どこでも起こりうる直下の地震

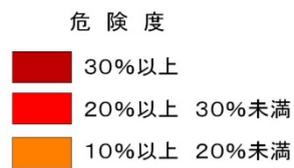


図 12 「地域の危険度マップ」 ～全・半壊率～

(4) 計画策定の必要性

①建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行

平成 30 年住宅・土地統計調査(総務省統計局)によれば、県内の住宅戸数は 953,600 戸であり、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震により 6,400 人余の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 90%の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。これは、この地震がほとんどの住民が就寝していた午前 5 時 46 分に発生したため、死者の大部分が建築物の倒壊によるものであった。同地震による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和 56 年 6 月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。これらの教訓を踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成 7 年 12 月に法が施行された。住宅・建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成 17 年 9 月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」(同年 3 月)において、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のためのも重要な課題とされてきた。これに基づき住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27 年までに少なくとも 9 割とすることを目標として設定するとともに、各都道府県に対し耐震改修促進計画の策定が求められた。

②宮城県耐震改修促進計画の策定

本県は、平成 9 年 3 月及び平成 16 年 3 月にまとめられた宮城県被害想定調査の結果に基づき「宮城県地域防災計画(震災対策編)」をそれぞれ見直すとともに、同計画に基づいて「みやぎ震災対策アクションプラン」を平成 15 年に策定している。また、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示すものとして、平成 7 年 3 月 29 日付け建設省住宅局建築物防災対策室長通知に基づき、地域防災計画を上位計画とする「宮城県耐震改修促進計画」(以下「旧計画」という。)を平成 13 年 12 月 13 日付けで策定し、様々な建築物等の地震対策を講じてきた。一方、推進本部から平成 12 年 11 月に「宮城県沖地震の長期評価」が公表され、平成 19 年 1 月に「活断層及び海溝型地震の長期評価結果」が公表される等、既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性、緊急性がより明確となったことから、本県では、平成 19 年 5 月に宮城県耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)を改めて策定し、耐震化の推進に向けて取り組んできた。このような状況の中、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震(以下「東日本大震災」という。)により発生した大津波は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者 1 万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。津波による被害が広域であったため、地震動による建築物の倒壊被害について明確に示すことは困難だが、各種被害調査、事業実績などから、これまでの耐震化への取り組みは一定の効果があったものといえる。

③建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等

「宮城県地域防災計画(地震災害対策編)」は、東日本大震災の教訓、県の検証結果等を踏まえ、平成 25 年 2 月及び平成 28 年 2 月、令和 3 年 1 月に見直された。見直しでは、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」に向けた対策の推進等を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを重視した。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、複合的な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を小限にとどめていくという考え方に基づいている。また、国においては、平成 27 年度末の当初目標年に対して耐震化が予定通りには進んでいないことが想定されることから、平成 25 年 5 月に耐震改修促進法の一部が改正(平成 25 年 11 月 25 日施行)された。この法改

正で、耐震化を加速させる内容として、一部の建築物に対する耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表が位置付けられると共に、「国土強靱化アクションプラン 2015」等において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年までに 95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図ってきた。その後、平成 30 年6月の大阪府北部を震源とする地震においてブロック塀に被害が生じたこと等を踏まえ、平成 31 年1月に耐震改修促進法の施行令、施行規則、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部が改正された。この改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等が、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告の義務付けの対象に追加されたほか、「国土強靱化アクションプラン 2018」に位置づけられているとおり、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年(令和2年)までに少なくとも 95%にすることを目標にするとともに、平成 37 年(令和7年)までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物について、おおむね解消することを目標とすることが掲げられた。これらの背景をふまえて、本計画の計画期間を令和2年度(平成 32 年度)から令和7年度まで延長し、目標や施策の見直しを行う。

2 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、県、町及び建築関係団体等が連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とする。

3 計画の位置づけ

(1) 他法令及び計画との関係

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものである。また、上位計画である「村田町地域防災計画(震災対策編)」との整合性を図り、「宮城県耐震改修促進計画」をガイドラインとして策定するものであり、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する計画として位置づける。

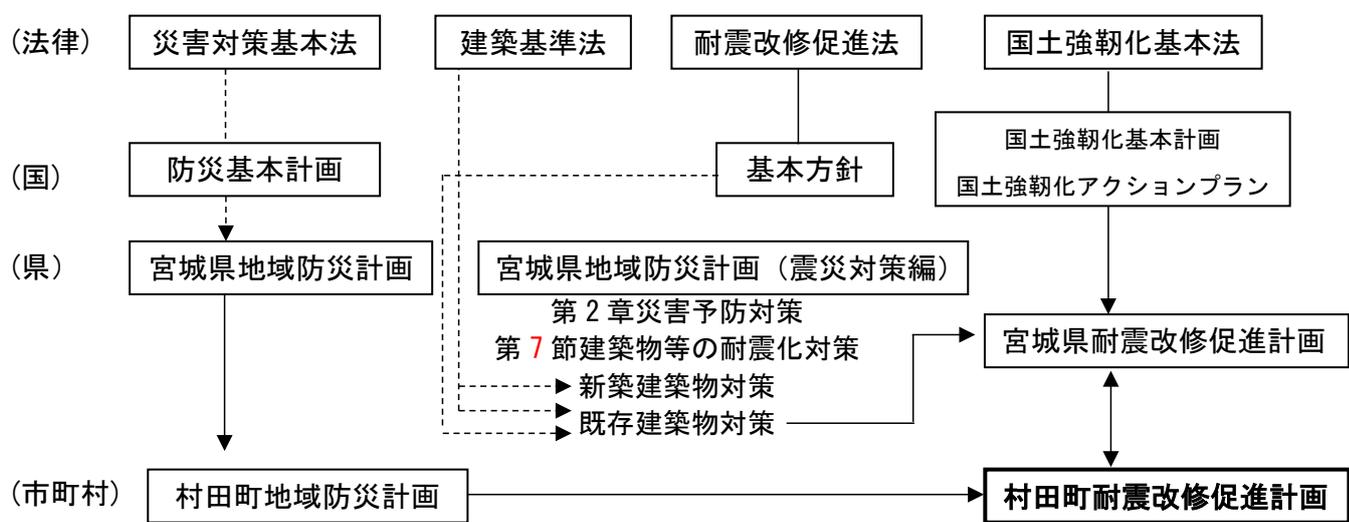


図 13 耐震改修促進計画の位置づけ

(2) 計画期間

計画期間を，令和2年度から令和7年度まで延長することとする。

4 基本方針・計画の目標

(1) 主体別役割

建築物の所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、県、所管行政庁※(県を除く)、所管行政庁以外の市町村、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとする。

※建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。(法第2条第3項)

①県

- a 市町村が市町村計画を策定するに当たり、助言及び技術的支援を行う。
- b 行政、建築関係団体、民間建築物の所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県建築物等地震対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を活用し、本計画の円滑な推進を図る。
- c 建築関係団体が組織する「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」(以下「住宅耐震隊等協議会」という。)へ指導・助言を行う。
- d 県民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- e 建築技術者の耐震診断・耐震改修技術の向上を図る。
- f 対象建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- g 所管行政庁として、法の積極的な運用に努め、耐震改修計画の認定、指導、助言等を行う。
- h 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

②所管行政庁(県を除く)

- a 地域固有の課題を勘案のうえ、市町村計画を策定する。
- b 協議会活動への参画と地域に設立される住宅耐震隊等推進協議会との連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 住民及び町内会等の自主防災組織に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- d 対象建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握に努める。
- e 法に基づく耐震改修の計画の認定、指導、助言等を行う。
- f 市町村が所有する公共建築物(以下、「市町村有建築物」という。)の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- g 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

③所管行政庁以外の市町村

- a 地域固有の課題を勘案のうえ、市町村計画を策定する。
- b 協議会活動への参画と地域に設立される住宅耐震隊等推進協議会との連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 住民及び町内会等の自主防災組織に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- d 対象木造戸建住宅の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握に努める。
- e 市町村有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- f 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

④建築関係団体

- a 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- b 協議会活動への参画と市町村及び県と連携した住宅耐震隊等推進協議会の活動により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

⑤建築物所有者等

- a 建築物(住宅を含む)の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

⑥町内会等の自主防災組織

- a 地域内の防災性の向上を目的とし、市町村及び住宅耐震隊等推進協議会等と協力し、地域内等の住宅の耐震化が促進されるよう努める。

(2) 対象地域・対象建築物

①計画対象地域

村田町内全域を対象とする。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、「地域の危険度マップ」において被害が大きいとされる地域とし、特に軟弱地盤地域及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路に沿った地区とする。

②計画対象建築物

新耐震設計基準の施行日(昭和56年6月1日)より前に着工された既存耐震不適格建築物を対象とする。これらは、建築物の用途、規模、構造にかかわらず、全ての建築物が対象となる。

このうち目標を設定して重点的に取り組むものは、住宅及び耐震診断義務付け対象建築物※とする。

※要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築

また、自らが所有又は管理する建築物について、その所有者又は管理者は地震に対する安全性の確保に努める必要がある。

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとする。

a 住宅

戸建住宅、共同住宅、長屋等を対象とする。賃貸住宅(共同住宅に限定)、寄宿舍、下宿の用途に供するもので一定規模以上のものは特定既存耐震不適格建築物に該当する。

b 町有建築物

町有の多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物や防災上重要な建築物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定めて耐震化を図るよう努める。

- ・防災拠点となる施設
- ・被災時における避難、救護に必要な施設(学校施設等を含む)
- ・高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設
- ・多数の者が利用する施設
- ・その他の施設

c 特定既存耐震不適格建築物

法第14条に規定する建築物で、法施行令第6条で定める規模等の要件に該当するものである。特定既存耐震不適格建築物一覧を表11に示す。

表11 特定既存耐震不適格建築物一覧

法	政令第6条第2項、3項	用途	努力義務(法第14条)、指導・助言(法第15条第1項)対象建築物	指示対象建築物(法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象建築物(法第7条)
	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	第2号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)

法第14条第1号	第2号	老人ホーム，老人短期入所施設，福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センター，その他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
第3号	第2号以外の学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
		ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		病院，診療所	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		劇場，観覧場，映画館，演芸場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		集会場，公会堂	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
		百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		ホテル，旅館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る)，寄宿舎，下宿	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
		事務所	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
		博物館，美術館，図書館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		理髪店，質屋，貸衣裳屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		工場	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		郵便局，保健所，税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
第4号	体育館	1,000㎡以上	2,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 5,000㎡以上	

法第14条 第2号	危険物の貯蔵又は処理場の用途 に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵, 処理する建築物	階数1以上かつ 500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
法第14条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ, 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり, その敷地が本計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	政令で定める高さを超える建築物	政令で定める高さを超える建築物

(3) 耐震化の目標

①住宅

本町の住宅の耐震化率の目標は表 12 のとおりである。耐震化の促進を図るため令和7年度末までに、住宅の耐震化率を90%以上にするを目標とする。

本町の住宅の耐震化の状況は表13のとおりである。耐震化の目標として、本町においてもさらなる住宅の耐震化の促進を図るため、令和7年度末までに住宅の耐震化率を90%以上にするを目標とする。

表 12 住宅の耐震化率の目標

区 分	計画当初	前回改定	現 状	目 標
年 次	平成 20 年 3 月	平成 27 年度末	令和 2 年度末	令和 7 年度末
住 宅	59%	65%	69%	90%以上

※平成20年・平成27年・令和2年度の耐震化率は住宅・土地統計調査による。

②町有特定耐震不適格建築物

町有建築物(多数の者が利用する特定建築物及び防災上重要な施設)の耐震化率の目標は表13のとおりである。

表 13 町有建築物(特定建築物及び防災上重要施設)の耐震化率の目標

		当初計画時の 耐震化率 (平成19年度末)	前回改定 耐震化率 (平成27年度末)	現況の 耐震化率 (令和2年度末)	目標とする 耐震化率 (令和7年度末)
防災対策・ 避難施設	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園等	65%	65%	63%	概ね全施設
医療・社会 福祉施設	病院・診療所, 老人ホーム 等	0%	0%	100%	全施設 (1棟)
不特定多 数人員収 容施設	百貨店, 飲食店, ホテル・ 旅館, 遊技場, 博物館, 展示場等	100%	100%	100%	100%
特定多数 人員収容 施設	事務所, 工場, 共同住宅, 寄宿舍等	82%	82%	85%	概ね全施設
	うち, 共同住宅	82%	82%	85%	概ね全施設
合 計		59%	71%	74%	

本町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら、計画的に耐震化(耐震診断, 建替, 耐震改修, 除却)を進め、令和7年度末までに概ね全施設を耐震化することを目標とする。

③特定建築物（町有以外）

本町における町有以外の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況は表14のとおりであり、耐震化率については、100%となっており、耐震性の上では問題ないと考えられる。なお、施設の所有者等は家具の転倒防止等の地震防災対策に努める。

表 13 多数の者が利用する特定建築物（町有以外）の耐震化率の目標

		現況の耐震化率 (令和2年度末)	目標とする耐震化率 (令和7年度末)
防災対策・避難 施設	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園等	100%	100%
医療・社会福祉 施設	病院・診療所, 老人ホーム等	100%	100%
不特定多数人員 収容施設	百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 博物館, 展示場等	100%	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住宅, 寄宿舍等	100%	100%
	うち, 共同住宅	100%	100%
合 計		100%	100%

5 耐震化促進施策の内容

(1) 住宅

①普及・啓発

町は、県と連携し、宮城県沖地震、利府－長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報をパンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供する。

特に、宮城県内は度重なる地震被害を受けていることから、耐震診断・耐震改修の必要性、地震への対応の緊急性等について、十分に周知する。

また、「村田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」^{※1}を策定し、様々な機会に耐震化の必要性について普及活動を行います。

※1 村田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム：住宅（マンションは除く）の耐震化を促進するための取組みや住宅の耐震化に係る支援目標、取組み実績に関する自己評価をまとめたもの。

②台帳の整備等

町は、優先的に耐震化を促進するエリアを定めるなどし、エリア内の対象木造戸建て住宅の所有者・管理者、規模、構造、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無、今後の耐震改修の予定等からなる台帳を整備するよう努め、普及・啓発に活用すると共に、耐震化状況の把握等に努める。

③耐震診断・耐震改修の促進

町は、県と連携し、耐震改修の促進を図るため、助成事業を実施する。

特に住宅・建築物安全ストック形成事業における最大 100 万円交付となる総合支援メニューや、みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業における耐震改修と合わせて実施されるリフォーム工事への助成の活用し、耐震改修の促進を図る。

旧耐震基準の住宅については、築後 40 年以上経過し、建替の需要が増してきていると考えられることから、建替についても助成事業を活用してもらえよう広報・周知活動を行う。

表 15 住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助事業の実績（単位：件）

令和 3 年 3 月現在

	H14～ H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
耐震診断実施件数（簡易）	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
耐震診断実施件数（精密，一般）	9	6	6	6	2	2	4	2	6	2	1	4	4	54
耐震改修工事实施件数	—	—	—	—	1	2	0	3	0	1	2	1	1	12

(2) 町有建築物

①台帳の整備等

町は、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定等からなる台帳を整備する。

また、特殊事情により耐震化が困難な建物は、個別事情を勘案し、使い方の変更等の柔軟な対応も検討し、震災時の被害の減少に努める。

②耐震診断及び耐震改修の促進

整備された台帳を基に、耐震診断・耐震改修の緊急性を判断し、建物毎に耐震診断・耐震改修の実実施計画を定めるものとする。

耐震診断については、耐震安全性が確保されていることが明らかなものを除いて、すべての対象建築物で行うよう努める。

耐震改修については、策定された耐震診断・耐震改修の実実施計画に沿って、計画的に耐震改修の促進に努める。

(3) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

町は、県と連携し、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、地域の実情に応じ、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を検討する。

6 多様な主体と連携した体制整備・施策

(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者 団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成 13 年 12 月に設立した。その後、平成 17 年 6 月に、震災後の二次災害防止及び復旧対策を検討する「宮城県被災建築物宅 地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織した。これにより、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化され、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んできた。東北地方大震災を踏まえ、大規模地震はいつくるか分からないという認識のもと、安全な県土を形成するために、県及び市町村は、協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の 検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図る。

会 員（順不同）

■学識経験者 東北工業大学 名誉教授 田中礼治

東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授 前田匡樹

■行政団体

宮城県（関係各課），

県内全市町村関係各課

（仙台市，石巻市 塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，富谷市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町，女川町，南三陸町）

■建築物所有者団体等

（一社）日本旅館協会東北支部連合会 （一社）宮城県専修学校各種学校連合会 仙台ビルディング協会 日本チェーンストア協会東北支部 宮城県商工会議所連合会 仙台商工会議所 宮城県私立中学高等学校連合会 宮城県病院協会

■建築関係公益法人

（一財）宮城県建築住宅センター

（公社）空気調和・衛生工学会東北支部

（一社）建築設備技術者協会東北支部

（公社）全国宅地擁壁技術協会東北支部

（一社）電気設備学会東北支部

（公社）日本技術士会東北支部

（衛生工学・環境・上下水道部会）

（公社）日本建築家協会東北支部宮城地域会

（一社）日本建築構造技術者協会東北支部

（一社）東北建築構造設計事務所協会

（公社）日本建築積算協会東北支部

（一社）宮城県建設業協会

（一社）宮城県建築士会

（一社）宮城県建築士事務所協会

（独法）住宅金融支援機構

東日本構造物調査診断協会

宮城県瓦工事業組合

（一社）宮城県建設職組合連合会

（一社）宮城県優良住宅協会

宮城県住宅供給公社

（令和2年4月1日現在）

(2) 多様な相談窓口との連携

耐震診断・耐震改修に関する相談窓口は建設課に設置する。町は、県及び関係団体と密接に連携し、相談窓口において適切な情報提供がなされるよう、耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等に関する情報の収集と相談窓口での積極的な情報提供に努める。

(3) 技術者の養成

県、町及び建築関係団体は、適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会の実施、現場における技術指導等により、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上を図る。また、県及び建築関係団体は、県民の耐震診断・改修工事に係る技術者選定に資するため、専門技術者として「みやぎ木造住宅耐震診断士」及び「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」養成を図るとともに、その技術者リストを公表し、その普及を図る。なお、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、宮城県建築物等地震対策推進協議会と協力し耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を引き続き行う。

(4) 町内会、専門家との連携に関する方針

町は、県と連携し、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会(行政区等)を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努める。

また、地域住民主体の地震防災対策に関する取組みを支援するため、必要に応じて説明会等により耐震診断・耐震改修に係る情報提供等に努める。

(5) 地震防災マップを活用した普及・啓発

町は、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)を作成し、各施設での掲示や町ホームページでの公開等により啓発及び知識の普及を図る。

(6) 世代継承される地震に強いまちづくり～ 地震防災教育の浸透 ～

これからの高齢化社会を考えると地震に強いまちづくりには自主防災組織等への若者の参加が不可欠となる。そのためには、若者への地震防災教育が必要であり、自分の身を守るための「自助」教育と、皆で助け合うための「共助」教育を行う必要がある。

協議会は、中学生及び高校生を対象とし、地震の発生メカニズムや過去の建築物の地震被害状況、木造住宅の簡易耐震診断方法等を学習し、耐震診断の重要性を教えるとともに、この知識を地域防災活動に役立てられること、また役立てて欲しいことを教えることを内容とする「世代継承する地震に強いまちづくり」として、「衣食住」の「住」から学ぶ防災教育。木造住宅の耐震診断を開発した。

町は、県と連携しながらこの教育プログラムを活用し、中学校及び高等学校における地震防災教育を推進するよう努める。また、協議会及び建築関係団体は、教育プログラムの改善、建築専門家の講師派遣等の支援を行う。

7 その他の地震対策・関連施策

(1) 家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

町は、県と連携し、地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法(金具、防止器具の取り付け方法)などについての必要な情報提供を行うとともに、当該モデル事業の普及に努める。

(2) リフォーム・リノベーション等に合わせた耐震改修の誘導策

住宅設備の更新、バリアフリーリフォーム等のリフォーム、リノベーションや住み替えの機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的である。

町は、県と連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう、各種関係団体等とも協力し普及啓発に努める。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

町、県及び建築関係団体は、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により啓発するよう努める。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受け、実態調査を実施したところ、危険性の高いブロック塀等が多数確認された。今後、県と協力して、実態調査の結果に基づく継続的な改善要請等(フォローアップ)を行っていく。

新たに築造されるブロック塀等の安全対策については、所有者向けパンフレットを学校へ配布するなど、普及啓発を図る。

ブロック塀等安全確保に関する事業(住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金等基幹事業))の対象となる避難路は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路とする。

(4) 非構造部材(落下物)及び建築設備の耐震対策

平成17年8月16日に発生した地震で県内の複合健康施設のプールのつり天井が落下し、35人が負傷した。また、平成15年7月26日の宮城県北部連続地震においては、複数の病院で高架水槽、ボイラー、エレベーター等の建築設備の被害により、病院機能が一時停止した。また、平成23年3月11日の東日本大震災でも、これら非構造部材の脱落による被害が多発し、対策の必要性が再認識された。

このように、最近の大規模地震において、天井・外壁等の非構造部材の落下やエレベーター等の設備機器類の落下転倒が後を絶たない。これらは、人命に対して甚大な危険を及ぼすばかりでなく、医療施設、避難所等の災害時において拠点となる施設の機能をも奪う恐れもあることから、その対策が必要不可欠なものとなっている。

町は、県と連携し、協議会が策定した特殊建築物の定期報告制度を補完する「非構造部材(落下物)と建築設備の耐震点検マニュアル」の普及等により、窓ガラス、天井、設備機器等の落下・転倒防止対策の実施に努める。また、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策の実施に努める。

(5) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定

町は、県と連携し、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図る。また、町は、判定士に関する情報提供を行い、判定士の登録を促進するとともに、町民への二次災害防止に関する知識の普及を図るよう努める。

(6) 耐震基準に適合しない空き家対策

平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると、県内の空き家は約130,500戸(空家率12.0%)となっており、そのなかには現行の耐震基準に適合しない建築物も含まれると考えられる。耐震基準に適合しない空き家は、地震により倒壊した場合、隣地に被害をもたらすおそれがあり、また、前面道路を塞ぎ、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたす可能性がある。そのため、町は、地域の地震安全対策として、空き家の所有者に対し適正な管理や除却を促すように働きかけるとともに、地方創生の取組の一つとして空き家の有効活用等の検討を進められるよう努める。